

桶川市点字広報等発行事業実施要綱

(平成12年3月31日告示第44号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、桶川市及び桶川市議会（以下「市等」という。）で発行する広報紙等の点字版を視覚障害者に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 この要綱において行う事業は、次の各号に掲げる広報紙等を点訳し、視覚障害者に提供することとする。

- (1) 広報おけがわ
- (2) 市議会だより
- (3) その他市等で発行する広報紙等で点訳することが適当なもの

(事業の委託)

第3条 前条の事業は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会に委託することができる。この場合において、市長は、委託した事業についてその実施状況等に関する報告を求めることができる。

(事業の実施)

第4条 この要綱に定める事業は、第2条に掲げる広報紙等の発行と合わせて実施するものとする。

(対象者)

第5条 この事業の対象となる者は、点字による情報提供を希望する者とする。

(申請等)

第6条 点字広報等を希望する者は、市長に申し込むものとする。

- 2 前項により点字広報等の申込みをした者で点字広報等を辞退するときは、その旨を市長に申し出るものとする。

(記録)

第7条 市長は、点字広報等の発行状況等を記録しておくものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。